

平成14年4月10日

知的財産戦略会議

座長 阿部博之様

映画・映像ビジネスへの投資循環と新たな作品創造のために
～映画・映像ソフト製作者の要望～

社団法人日本映画製作者連盟

会長 松岡功



社団法人日本映像ソフト協会

会長 稲葉昭典



第1 映画の著作物の「頒布権」の確保に関する要望

中古販売事業など作品を公衆に提供するビジネスに関し、映画の著作権者(映画製作者)の消尽しない頒布権を確保する政策を実施して下さるよう、要望します。

1 映画の「マルチユース」

劇場用映画をはじめとする映像製作には、多額の投資を必要とします。すぐれた映像製作を継続的に行っていくためには、製作に投下した資本を適切に回収できる仕組みが必要です。

劇場用映画を例にとりますと、劇場公開だけでなく、ビデオ発売・地上波テレビ放映・BSテレビ放映などの多種多様な利用方法を組み合わせることによって、かろうじて投下資本を回収し、映画・映像作品の再生産につなげているのが現状です。

このような多種多様な利用方法から収益を積み上げ、投下資本の回収をはかる映画事業の手法を「ワンソース・マルチユース(一つの作品の多角的利用)」と呼んでおり、このワンソース・マルチユースを

前提として映画などの映像製作事業を行っています。

そして、「ワンソース・マルチユース」は、新たな作品を創造する基本的な仕組みであるのみならず、人々の生活のなかで映像作品を鑑賞する多様な機会を生み出しているという意味で、文化生活の向上・発展にも寄与しています。

2 「ワンソース・マルチユース」を支える「頒布権」

映画の著作物には著作権法上、「頒布権」（映画作品を複製物により譲渡又は貸与する権利）が認められています。映画製作者は、この頒布権を一つの核として、「ワンソース・マルチユース」の事業展開をしてきました。

ところが昨今、ゲームソフトを映画の著作物と認めたとえ、著作権法によって明記された「頒布権」は、いったん複製物が販売されたならば消尽する（消えてなくなる）という判決が出され、その後、ビデオ作品についても同様の判決が地方裁判所に出ています。

このような「頒布権」が「消尽」という解釈に基づき、ビデオの中古品を消費者から買い取り、これを別の消費者に販売する中古販売事業が大規模に行われています。この中古販売事業は、作品を公衆に有償で提供するビジネスでありながら、その収益から著作権者（映画製作者）への対価の還元が行われておらず、映画・映像作品の「ワンソース・マルチユース」のビジネスを破壊しています。

映画製作者の事業計画の前提となる頒布権を消尽させる判決が出たことによって、新たな映画・映像作品を創造するための投資に悪影響が生じています。

3 結論

すぐれた作品を継続的に生み出し、ひいては日本の映画・映像産業の国際的競争力の強化につなげるため、映画製作者が投下資本を回収し、新たな作品への投資が円滑に行えるよう、消尽しない頒布権を確保する政策を実施していただきたく、お願い申し上げます。

第2 映画の著作物の保護期間の延長

映画の著作物の保護期間を、現行法の定める「公表後50年間」から、「公表後70年間」に延長して下さるよう、要望します。

- 1 日本映画の黄金期である昭和20年代後半及び30年代の映画の著作物は、その著作権が消滅しようとしています。

例えば、小津安二郎監督の「お茶漬の味」、溝口健二監督「西鶴一代女」（いずれも昭和27年公開）は本年12月31日に、

数々の国際的な映画賞を受賞し、日本映画の至宝ともいべき小津安二郎監督「東京物語」、溝口健二監督「雨月物語」は、来年12月31日に著作権が消滅します。

これらの映画は、その資産価値が十分残存しています。現在もビデオ発売、劇場でのリバイバル上映、テレビ放映などの商業的利用が盛んに行なわれ、鑑賞の機会が広く提供されているばかりか、DVDなど新たなメディアでの商業的利用はこれから本格化します。

その著作権が消滅するならば、映画製作者にとって重要な経営資源が失われることになり、今後の映画製作の振興と継承に支障をきたします。また、作品がパブリックドメインになると、映画製作者による健全な利用促進が行なわれなくなり、結果として映画の文化的な活用が確保されないことが想定されます。

- 2 現行法では、個人が創作する映画以外の著作物は、「創作時から著作者の死亡時」プラス「著作者の死後50年間」の保護を認められています。これに対して映画の著作物は、「公表後50年間」の保護のみが認められているため、結果として、他の著作物より保護期間が短くなっており、不均衡が生じています。

- 3 映画製作者の重要な経営資源を喪失させず、映画の文化的活用を促進し、他の著作物の保護期間との不均衡を是正するために、映画の著作権の保護期間を「公表後70年間」として下さるよう、要望します。

以上